

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月28日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	第19回定期事業者検査の遠隔停止系機能検査において、検査要領書及び検査成績書に誤記(15箇所)が認められたため、当該誤記の正誤表作成。	G	
2	1号機	原子炉給水ポンプ用タービン(B)下半車室点検時、グラウンドの嵌合部に浸食が認められたため、当該部を補修。	G	
3	1号機	高圧蒸気タービンのグラウンドシールの部品(パッキンヘッド)の吊りボルト(4本)の取り外し作業時、吊りボルト1本をグラウンドシール蒸気配管(復水器側)内に落下させたため、当該吊りボルトを回収、対応検討。	G	
4	1号機	復水脱塩装置復水脱塩塔(B)点検時、内面ライニングに微小穴が認められたため、当該ライニングを補修。	G	
5	1号機	復水脱塩装置復水脱塩塔(B)再循環弁のリミットスイッチ点検時、リミットスイッチローターにヒビが認められたため、当該リミットスイッチローターを交換。	G	
6	1号機	復水脱塩装置復水脱塩塔(B)点検時、復水入口配管締め付けボルトにカジリ(1本)が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	G	
7	1.2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器メンテナンスエリア室において、照明器具(水銀灯)の破損が認められたため、当該照明器具を交換。	G	